

議 案 参 考 資 料

令和7年1月 臨時会

(目 次)

- 一般職の職員の給与に関する条例等の改正概要（第1号議案関係）……………（ 1 ）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第1号議案関係）……………（ 3 ）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第1号議案関係）……………（ 5 ）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）（第1号議案関係）……………（11）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）（第1号議案関係）……………（12）
- 大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）（第5条関係）（第1号議案関係）……………（13）

一般職の職員の給与に関する条例等の改正概要（第1号議案関係）

1 給与改定内容（令和6年度）

国家公務員等の例により、次のとおり給与改定を行う。

(1) 月例給

若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の改定（平均3.74%の増）を行う。

【大学卒初任給】196,200円 → 220,000円（+23,800円）

【高校卒初任給】166,600円 → 188,000円（+21,400円）

(2) 期末勤勉手当

支給月数を次のとおり改定する。

ア 一般職 年間4.50月 → 4.60月（+0.1月）

イ 特別職 年間3.40月 → 3.45月（+0.05月）

ウ 再任用 年間2.35月 → 2.40月（+0.05月）

			6月期	12月期	合計
一般職	R6	期末	1.225月	1.275月（+0.05月）	4.60月（+0.1月）
		勤勉	1.025月	1.075月（+0.05月）	
	R7以降	期末	1.25月	1.25月	4.60月
		勤勉	1.05月	1.05月	
特別職	R6	期末	1.70月	1.75月（+0.05月）	3.45月（+0.05月）
	R7以降	期末	1.725月	1.725月	3.45月
再任用	R6	期末	0.6875月	0.7125月（+0.025月）	2.40月（+0.05月）
		勤勉	0.4875月	0.5125月（+0.025月）	
	R7以降	期末	0.70月	0.70月	2.40月
		勤勉	0.50月	0.50月	

2 給与制度の整備（令和7年度）

国家公務員等の例により、次のとおり給料表の切替え、諸手当の見直し等を行う。

(1) 給料表

早期昇格時の給料月額を最低水準を引き上げるため、3級以上の給料表の切替えを行う。

(2) 諸手当

ア 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引き上げる。

扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子（1人当たり）	10,000円	11,500円	13,000円

イ 地域手当

地域手当の支給地域及び支給割合を見直す。

支給地域	支給割合	
	現行	見直し後
福岡市	10%	8%
長崎市	3%	対象外

※ 1年に1%ずつ段階的に引き下げる。

ウ 住居手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、一般職の職員と同様に住居手当を支給する。

エ 管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当の対象となる時間を拡大する。

支給対象	現行	改正後
	午前0時から午前5時まで	午後10時から翌日の午前5時まで

3 実施時期

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 月例給 | 令和6年4月1日 |
| (2) 期末勤勉手当 | 令和6年12月期 |
| (3) 給料表及び諸手当 | 令和7年4月1日 |

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当) 第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額 3～5 略</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額 3～5 略</p>

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第9条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(扶養手当) 第9条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

<p>改正後</p> <p>第10条 削除</p>	<p>改正前</p>	<p>第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p>
---------------------------	------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正後	改正前																				
<p>(地域手当) 第10条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の場合に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="774 107 901 1075"> <tr><td>(1)・(2) 略</td><td></td></tr> <tr><td>(3) 3級地</td><td>100分の12</td></tr> <tr><td>(4) 4級地</td><td>100分の8</td></tr> <tr><td>(5) 5級地</td><td>100分の4</td></tr> </table> <p>3 略</p>	(1)・(2) 略		(3) 3級地	100分の12	(4) 4級地	100分の8	(5) 5級地	100分の4	<p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p> <p>(地域手当) 第10条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の場合に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="774 1075 901 2072"> <tr><td>(1)・(2) 略</td><td></td></tr> <tr><td>(3) 3級地</td><td>100分の15</td></tr> <tr><td>(4) 4級地</td><td>100分の12</td></tr> <tr><td>(5) 5級地</td><td>100分の10</td></tr> <tr><td>(6) 6級地</td><td>100分の6</td></tr> <tr><td>(7) 7級地</td><td>100分の3</td></tr> </table> <p>3 略</p>	(1)・(2) 略		(3) 3級地	100分の15	(4) 4級地	100分の12	(5) 5級地	100分の10	(6) 6級地	100分の6	(7) 7級地	100分の3
(1)・(2) 略																					
(3) 3級地	100分の12																				
(4) 4級地	100分の8																				
(5) 5級地	100分の4																				
(1)・(2) 略																					
(3) 3級地	100分の15																				
(4) 4級地	100分の12																				
(5) 5級地	100分の10																				
(6) 6級地	100分の6																				
(7) 7級地	100分の3																				
<p>第10条の3 人事交流等により国家公務員（国家公務員となる前に職員であった者を除く。）、地方公務員（職員以外の者に限る。）又はこれに準ずると市長が認める者で引き続き第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員となったものについて、任用の事情、当該適用の日の前日における勤務地等を考慮する必要があると認められる場合（これらの職員が当該適用の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として規則で定める場合に限る。）は、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該適用の日から3年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額に次の各号に掲げる期間の区</p>	<p>第10条の3 人事交流等により国家公務員（国家公務員となる前に職員であった者を除く。）、地方公務員（職員以外の者に限る。）又はこれに準ずると市長が認める者で引き続き第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員となったものについて、任用の事情、当該適用の日の前日における勤務地等を考慮する必要があると認められる場合（これらの職員が当該適用の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として規則で定める場合に限る。）は、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該適用の日から2年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額に次の各号に掲げる期間の区</p>																				

改正後	改正前
<p>分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>(1) 当該適用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 当該適用の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合 (前条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「適用前の支給割合」という。) (適用前の支給割合が当該適用の後に改定された場合は、当該適用の日の前日の適用前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該適用の日から同日以後3年を経過する日までの期間 (前2号に掲げる期間を除く。) 適用前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合</p> <p>(住居手当)</p> <p>第10条の4 略</p> <p>2 第10条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者)を含む。同条第1項及び第2項において同じ。)が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があるものと認められるもの又は前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の住居手当を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条の2 前条第1項の規定により指定されたもの(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第2条の2第1項、第3条及び第3条の2の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末</p>	<p>分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>(1) 当該適用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 当該適用の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合 (前条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「適用前の支給割合」という。) (適用前の支給割合が当該適用の後に改定された場合は、当該適用の日の前日の適用前の支給割合。次号において同じ。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第10条の4 略</p> <p>2 第10条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があるものと認められるもの又は前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の住居手当を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条の2 前条第1項の規定により指定されたもの(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第2条の2第1項、第3条及び第3条の2の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末</p>

改正後	改正前
<p>年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合は、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（前2項に規定する勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 第9条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合は、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 第9条、第10条及び第10条の4の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第7条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第10条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者)が同居する(第19条第2項において同じ。)が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があるとして管理者が定めるもの</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p>	<p>(扶養手当) 第7条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第10条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があるとして管理者が定めるもの</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>第24条 第7条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>第24条 第7条、第9条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>